

介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱い要領

(目的)

第1 この要領は、介護サービス等の提供により事故が発生した場合に事故の速やかな解決及び再発防止に資するため、介護サービス提供事業者(以下「事業者」という。)から渋川市へ報告すべき事項及び報告手順等についてその取扱いを定めるものである。

(報告の根拠)

第2 介護保険法に基づく群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年群馬県条例第88号)、群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年群馬県条例第89号)、渋川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年渋川市条例第14号)、群馬県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年群馬県条例第90号)、群馬県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年群馬県条例第91号)、群馬県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年群馬県条例第92号)、渋川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年渋川市条例第44号)、渋川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年渋川市条例第45号)、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)、老人福祉法に基づく群馬県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年群馬県条例第86号)、群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年群馬県条例第17号)による事故が発生した場合の渋川市への報告は、この要領に定めるところによ

る。

(報告すべき事故の範囲)

第3 事業者は、次の(1)から(5)の場合、被保険者が属する保険者と事業所が所在する保険者(以下「各保険者」という。)へ報告を行うこととする。

(1) 介護サービスの提供により利用者のケガ又は死亡事故が発生した場合

ア 介護サービスの提供には、送迎・通院等も含む。

イ ケガの程度については、医療機関で治療、又は入院したものを原則とする。

ウ 事業者の責任や過失の有無を問わず報告するものとする。

エ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき(トラブルになる可能性があるとき)は、報告すること。

オ 利用者が、事故によるケガが原因で後日死亡に至った場合は、事業者は速やかに、各保険者へ連絡し、報告書を再提出すること。

(2) 利用者の失そうや不法行為等が発生した場合

ア 利用者の失そう・行方不明(警察へ捜索願を提出した場合等)

イ 利用者の不法行為(犯罪行為として警察へ届け出たもの等)

(3) 感染症、食中毒及び結核が発生した場合

ア 感染症については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として一類、二類、三類とする。

イ 関連する法に届出義務が定められている場合は、これに従うこと。

(4) 職員(従業者)の法令違反・不祥事等が発生した場合

ア 利用者からの預かり金横領等、利用者の処遇に影響を及ぼす場合

イ 個人情報流出や紛失等

ウ 職員等が逮捕された場合等

(5) その他、報告が必要と認められる事故が発生した場合

- ア 火災（消防機関に出動を要請した場合）
- イ テレビ・新聞等で報道される可能性がある場合
- ウ その他の重大な問題が発生した場合

（報告の手順）

第4 事業者は、次の手順により報告するものとする。また、報告には利用者等の個人情報が含まれるため、その取り扱いに十分注意すること。

（1） 事故発生直後、事業者は、速やかに家族、居宅介護支援事業所に連絡するとともに、各保険者へ事故発生後5日以内に電子メール等で報告する。（第一報）

ア 第一報の内容は、別添「介護保険事業者 事故報告書」の項目1から6までについて可能な限り記載する。

（2） 第一報後の経過については、状況の変化等必要に応じて追加の報告をする。

（3） 事故の原因分析や再発防止策等について、作成次第報告することとする。

ア 報告の様式は、別添「介護保険事業者 事故報告書」を標準とし、同様の内容が記載されている他の様式を用いてもよい。ただし、法令及び通知等で定められている場合はその様式を用いること。

イ 第3（2）から（5）までは、別添「介護保険事業者 事故報告書」によらず、事故等の概要や対応等についてまとめた報告書を作成すること。

（報告への対応）

第5 報告に対し、以下の対応を行うものとする。

（1） 事故に係る状況を把握するとともに、必要に応じて事業者への調査及び指導を行うとともに、利用者に対して事実確認を行う。

（2） 事故への対応が終了していないか、または明らかに不十分である場合は利用者の権利擁護又は苦情やトラブルを未然に防ぐ目的等から必要な指導を行う。

(3) 県指定の介護保険事業者に関しては、県の対応が必要な事故について、県に情報提供する。なお、県の対応が必要な事由は次のとおりとする。

ア 指定基準等法令違反が原因になっているおそれがある場合

イ 職員の不適切な介護等により発生したおそれがある事故（死亡又は生命等に係る重大な事故）の場合

ウ 反復して事故が発生している状況が見受けられる場合

エ その他、県の対応が必要と判断される場合

(4) 渋川市指定の介護保険事業者に関しては、調査・事実確認の結果、上記(3)のアからウの事由に該当する場合は、内容により次の対応を行う。

ア 不正又は著しく不当な行為等が疑われる事故と判断される場合には、介護保険法第42条第4項、第78条の7、第115条の17、第115条の27及び第115条の45の7の規定により、必要に応じて立入調査を実施する。

イ 事故内容により必要と判断される場合には、当該事故に係る事業者、利用者（家族を含む）等の関係者から事情を聴取する。

ウ 緊急に各事業者へ注意喚起を促すことが必要と判断される場合は、各事業者への情報提供を行う。

(その他)

第6 事業者は第3に定めた報告すべき事故の範囲外の事故であっても、必ず記録にとどめることとする。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（第5第1項第4号ア改正）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（第2改正）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（第 2 改正）

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（第 2 改正）

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。